

令和6年度(2024年度)篠栗町立篠栗中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。」

(2) 基本理念

① いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの学校、学年、学級、どの子どもにも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止と早期発見に取り組みます。

② いじめ問題にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めます。全教職員が、未然防止の活動を日々実践することで、早期発見に努め、信念と覚悟を持ち、解決に向け全力で取り組みます。

2 未然防止のための9つの取組

① いじめ問題の認識を共有化する取組

② いじめに向かわない態度を育成する取組

③ 日常的な生徒理解のための取組

④ 生徒の人間関係づくりや、集団づくりの取組

⑤ 校内研修や職員会議、学年会議の取組

⑥ 日々の授業改善に関する取組

⑦ 生徒会による「人と関わるよさを実感できる学校づくり」の取組

⑧ インターネット等によるいじめ防止の取組

⑨ 保護者や地域に対する啓発の取組

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめの早期発見

- ① いじめの早期発見・早期対応の手引き(県教育委員会作成)の活用の徹底を図ります。
- ② 毎月実施するいじめ等アンケートや生徒との面談を定期的に行い、生徒理解と実態把握に努めます。

(2) いじめの早期対応

- ① 生徒がいじめを受けていると分かったときは、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめをやめさせるとともに、再発防止に努めます。
- ② インターネットによるいじめを発見した場合は、内容を確認した後、書込みや画像の削除などを要請するとともに、人権侵害や犯罪など、事案によっては警察等の関係機関と連携して対応します。
- ③ 学校だけでは対応が困難な重大事案に対しては、SC・SSW・篠栗町教育委員会等の関係機関と連携し、いじめ問題の早期解決に取り組みます。